

# 香川県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱

平成26年4月1日制 定  
平成28年3月31日一部改正  
平成28年7月12日一部改正  
平成31年3月28日一部改正  
令和2年3月31日一部改正  
令和2年7月2日一部改正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を退学した後、県内の高等学校等に再入学し、又は編入学した生徒であって、法の規定による高等学校等就学支援金の支給の対象となる期間の経過後に引き続き在学するものに対し、香川県私立高等学校等学び直しへの支援金(以下「学び直し支援金」という。)を交付することについて、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の取扱いについて(平成26年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 学び直し支援金は、この要綱に基づき学び直し支援金の支給対象となる者(以下「受給権者」という。)から委任を受けた私立高等学校等の学校設置者(以下「学校設置者」という。)が、受給権者に代わって学び直し支援金の受領を行い、その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てること等により、受給権者の私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

## (支給要件)

第3条 学び直し支援金は、次のすべてに該当する者に支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者(法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)であった者に限る。)
- (5) 高等学校等を退学したことがある者

- (6) 学び直し支援金の支給を受けた期間を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等（以下「高等学校等（定通）」という。）にあっては24月）以上受けていない者
- (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
- (8) 学び直し支援金の全支給期間を通算して学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74単位を超えていない者
- (9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

#### （支給額等）

- 第4条 学び直し支援金は、別表1の第1欄に掲げる区分のいずれかに該当する保護者等を持つ生徒に応じて、同表の第2欄に掲げる額とする。
- 2 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。

#### （交付の申請）

- 第5条 学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、学び直し支援金交付申請書（様式42）に関係書類（様式42(別添1)、様式42(別添2))を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

#### （交付の決定）

- 第6条 知事は、学校設置者から前条の規定による学び直し支援金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、学校設置者に交付決定の通知（様式43、様式43(別紙)）をするものとする。

#### （変更交付の申請）

- 第7条 学校設置者は、前条の規定による交付決定を受けた学び直し支援金の額の変更が必要となった場合には、あらかじめ変更交付申請書（様式44）に関係書類（様式44(別添1)、様式44(別添2))を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の変更決定)

第8条 知事は、学校設置者から前条の規定による学び直し支援金の変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、学校設置者に変更交付決定の通知（様式45、様式45(別紙)）をするものとする。

(状況報告)

第9条 学校設置者は、知事の要求があったときは、学び直し支援金に係る状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 学校設置者は、交付の決定を受けた学び直し支援金に係る実績報告書（様式46）に関係書類（様式46(別添1)、様式46(別添2)）を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(学び直し支援金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、学び直し支援金の交付決定額（第8条の規定による交付の変更決定をした場合は、その変更決定された額）及び交付に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、学校設置者に学び直し支援金の額の確定を通知（様式47、様式47(別紙)）するものとする。

(学び直し支援金の交付)

第12条 知事は、前条の規定により学び直し支援金の額の確定をしたときは、学校設置者に学び直し支援金を交付するものとする。ただし、知事は必要があると認めるときは、学び直し支援金を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により交付を受けようとする者は、学び直し支援金交付請求書（様式48）を知事に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、改正後の第 3 条第 1 項第 6 号から第 8 号の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 単位制高等学校等の生徒であって、改正後の支給月額が令和 2 年 3 月の支給月額に満たない者は、令和 2 年 6 月までは、令和 2 年 3 月の支給月額とする。(ただし、その月の授業料月額を上限とする。)

附 則 (令和 2 年 7 月 2 日改正)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

1 欄 (区分)		2 欄 (支給月額)
①	施行令第 1 条第 2 項に規定する基準により算出した額が 304,200 円以上の保護者等	所得制限により不支給
②	施行令第 1 条第 2 項に規定する基準により算出した額が 154,500 円以上 304,200 円未満の保護者等	標準支給額
③	施行令第 1 条第 2 項に規定する基準により算出した額が 154,500 円未満の保護者等	標準支給額の 2.5 倍の額

< 1 欄 (区分) 関係 >

施行令第 1 条第 2 項に規定する基準による算出式

(市町村民税の課税標準額 × 6%) - (市町村民税の調整控除の額)

※100 円未満の端数は切捨て。

※親権者 2 名のように、複数人の算定基準額の合算により判定を行う場合には、各人別に算出した額を合算する。

(注) 1 標準支給額は、月額 9,900 円 (単位制高等学校等にあつては、1 単位当たり 4,812 円に履修単位数 (ただし一の年度において 30 単位を上限とし、就学支援金の支給単位数と学び

直し支援金の支給単位数を合算して30単位までとする。)を乗じて履修期間(月数)で除した金額を月額)とする。

- 2 1欄の区分において、法第3条第2項第3号に該当する者は①に、該当しない者であって次項に該当しない者は②に該当するものとする。
- 3 1欄の区分において、法第5条第2項の政令で定める受給権者は③に該当するものとする。